

入会審査規定

平成 22 年 8 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 定款第 6 条の規定に基づく、新規会員の入会審査については、別に定めがあるものを除き、この規定の定めるところによる。

(入会審査員)

第 2 条 会長は、理事会の決議に基づき、理事の中から、入会審査員を任命する。

(入会審査員の事務)

第 3 条 入会審査員は、入会希望者から請求があった場合に、当該希望者が第 4 条または第 6 条の基準に適合する者であるか否かについて、審査を行う。

(本部会員の審査事項)

第 4 条 定款第 6 条 3 項 1 号に定める本部会員の入会審査基準の具体的内容は、下記の通りとする。

1. 本協会で定めるインストラクター試験に合格する程度の、スポーツチャンバラの趣旨・技能・ルールについての理解があること
2. 基本動作、および小太刀・長剣フリー・二刀のうち 1 種目以上の種目について、初段以上の段位を有していること
3. 下記の事由に該当しない者であること
 - (1) 成年被後見人、被保佐人、又は破産者で復権を得ない者
 - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終え、又は執行を受

- ける事が無くなった日から起算して5年を経過しない者
- (3) 過去5年以内にスポーツチャンバラの指導または活動に関して法令または当協会諸規定に違反する行為が有り、スポーツチャンバラの指導または活動に関して著しく適正を欠く恐れが有ると認められる者
 - (4) 集団的、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れが有ると認められる者
 - (5) 重度の精神病患者、又はアルコール・麻薬・覚醒剤等の中毒者であると認められる者
 - (6) 住所および連絡先が明確でない者
 - (7) 暴力団構成員ならびに準構成員である者
 - (8) 入会申込に虚偽を記入申告した者
 - (9) 本協会の会員総数の4分の1以上の者(入会審査中の者を含む)と、親族関係・雇用関係その他特別の利害関係を有する者
 - (10) 過去5年以内に、本協会より除名その他の処分を受け、会員資格を失った者

(選定会員の審査事項)

第5条 定款第6条3項2号に定める選定会員の入会審査基準の具体的内容は、下記の通りとする。

1. 本協会で定める師範代試験に合格する程度の、スポーツチャンバラの趣旨・技能・ルールについての理解があること
2. 基本動作・小太刀・長剣フリー・二刀のすべて、および長剣両手・盾小太刀・長槍・短槍・棒・杖・短刀のうち2種目以上の種目について、初段以上の段位を有していること
3. 本部会員として、1年以上活動し、20人以上の者に

ついて、段級位申請を行い、合格させたこと。

4. 下記の事由に該当しない者であること

- (1) 成年被後見人，被保佐人，又は破産者で復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ，その執行を終え，又は執行を受ける事が無くなった日から起算して5年を経過しない者
- (3) 過去5年以内にスポーツチャンバラの指導または活動に関して法令または当協会諸規定に違反する行為が有り，スポーツチャンバラの指導または活動に関して著しく適正を欠く恐れが有ると認められる者
- (4) 集団的，又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れが有ると認められる者
- (5) 重度の精神病患者，又はアルコール・麻薬・覚醒剤等の中毒者であると認められる者
- (6) 住所および連絡先が明確でない者
- (7) 暴力団構成員ならびに準構成員である者
- (8) 入会申込に虚偽を記入申告した者
- (9) 本協会の会員総数の4分の1以上の者（入会審査中の者を含む）と，親族関係・雇用関係その他特別の利害関係を有する者
- (10) 過去5年以内に，本協会より除名その他の処分を受け，会員資格を失った者

(賛助会員の審査事項)

第6条 定款第6条3項3号に定める賛助会員の入会審査基準の具体的内容は，下記の通りとする。

下記の事由に該当しないものであること

- (1) 成年被後見人，被保佐人，又は破産者で復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ，その執行を終え，又は執行を

受ける事が無くなった日から起算して5年を経過しない者、
法人においては、役員がこれに該当する者

- (3) 過去5年以内にスポーツチャンバラの指導または活動に関して法令または当協会諸規定に違反する行為が有り、スポーツチャンバラの指導または活動に関して著しく適正を欠く恐れがあると認められる者、法人においては、役員がこれに該当する者
- (4) 集団的、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められる者、法人においては、役員または従業員がこれに該当する者
- (5) 重度の精神病患者、又はアルコール・麻薬・覚醒剤等の中毒者で有ると認められる者、法人においては、役員がこれに該当する者
- (6) 住所および連絡先が明確でない者、法人においては、事業所または代表者が明確でない者
- (7) 個人において、暴力団構成員または準構成員である者、法人においては、役員または従業員が暴力団構成員または準構成員である者
- (8) 入会申込に虚偽を記入申告した者
- (9) 本協会の会員総数の4分の1以上の者（入会審査中の者を含む）と、親族関係・雇用関係その他特別の利害関係を有する者
- (10) 過去5年以内に、本協会より除名その他の処分を受け、会員資格を失った者

(補助)

第7条 入会審査員は、相当と認める者に、審査を補助させることができる。

(審査後の処置)

第8条 入会審査員は、第3条ないし第6条の事項について、審査を行った場合には、審査の結果を、直ちに入会申込者に通知するとともに、理事会に、審査の結果を報告しなければならない。

(委任)

第9条 この規定の施行に関し必要な細則は、会長が定める。

以 上